

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号  
法人税重加算税賦課決定処分取消請求上告及び上告受理申立事件  
国側当事者・国  
平成20年10月7日棄却・不受理・確定

### 決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項 (上告の理由) 所定の場合にあらず、申立人の上告受理申立ての理由は、民事訴訟法318条 (上告受理の申立て) に規定する事件にあたらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

### 決 定 要 旨

省略

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年7月19日判決、本資料257号-146・順号10755)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成20年4月15日判決、本資料258号-80・順号10938)

### 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 第2 理由

- 1 上告について

#### 【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年10月7日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平  
裁判官 田原 睦夫  
裁判官 近藤 崇晴

## 当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	額額 和義ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男